

白石市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による白石市議会議員定数条例の改正の請求を令和4年8月22日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、白石市議会議員定数条例改正請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和4年8月22日

白石市長 山田 裕



1 請求代表者の住所及び氏名

宮城県白石市西益岡町10番14号

紺野 澄雄

宮城県白石市福岡深谷字松場8番地2

佐藤 政敏

宮城県白石市斎川字別当7番地

成澤 一男

宮城県白石市大平森合字八ツ森山36番地

佐久間 誠

2 白石市議会議員定数条例改正請求の要旨  
別紙のとおり

## 白石市議会議員定数条例改正請求書

### 1 請求の要旨(1千字以内)

本市の人口が平成22年は37,422人でしたが、令和2年には33,069人に減少し、令和7年は30,732人、令和12年は28,348人と推計され、減少の一途をたどっております。

全国市議会議長会の資料では、人口5万人未満の280市で1市当たりの平均議員数は16.8人と本市の議員定数を下回る実態となっています。また類似団体における議員定数は人口約2万8千人から人口4万人の市では議員定数が15人、16人が多く見られます。

また、現在の議員定数18人を適用した平成23年の市議会選挙の際は、人口が約3万7千人であり、議員一人当たり人口は2,055人でした。次期、令和5年の市議会選挙時に定数15人とした場合は、人口が約3万2千人と推計され議員一人当たり人口は約2,100人が見込まれ、平成23年の議員一人当たりの水準とほぼ同じくなるものであり、本市の議員定数も人口減少に比例した定数にすることが妥当と考えます。

市内112の自治会長で構成する白石市自治会連合会にも、市民からの議員定数削減が必要との声が多く寄せられたことから、同連合会の最高執行機関である支部長会において、条例改正の直接請求をすることとしたものです。

現在、本市は厳しい財政状況の中、行財政改革を推進しており、市議会においても更なる議会改革に努めるなど、市議会が行政とともに先頭に立って行財政改革に取り組んでいる姿勢を示すことが、市民の一層の信頼を得ることに繋がるものと考えます。

議員定数削減は、民意の吸収に支障が出ると言われますが、市議会にはこれまで以上に、意志決定機能と監視機能に加え、住民の声を吸収し、住民の声を政策として立案する機能の発揮が求められるところであり、選挙における厳しさが、議員の更なる資質向上と緊張感を持った議員活動となることを期待するところです。

「市民の声」、「人口減少」、「近隣市・類似団体の議員定数」、「市の財政状況」、「議会改革」などを考察した結果、議員定数削減が必須と判断いたしました。

つきましては、議会議員の条例定数を現行18人から3人削減し15人に改正することと、削減後の定数は次の一般選挙から適用するよう改正することを請求いたします。